

～ すみだすまい安心ネットワーク ～

すみだセーフティネット住宅協力謝礼金のご案内

すみだすまい安心ネットワーク事業では、高齢者・障害者・ひとり親・子育て世帯等の住宅確保要配慮者のみを入居対象とした「すみだセーフティネット住宅」を提供いただいた家主の方に対し、次の要件に該当する項目について、「すみだセーフティネット住宅協力謝礼金」として支払います。

【謝礼金の内容】

要 件	金 額	申請可能時期 (※)
1 すみだセーフティネット住宅の入居者募集開始日から入居者の決定日まで1か月以上の空室期間が発生した場合	月額家賃相当 最大10万円× 空室期間3か月分まで	入居決定後
2 すみだセーフティネット住宅の入居者の安否確認のために、居住支援法人等が提供する安否確認をするための機器を新たに設置した場合	機器の設置費用相当 最大1万円まで	入居決定後

※ 謝礼金の支払期間は、当該住宅に交付される家賃低廉化補助の交付期間内（原則最長20年間）です。

【謝礼金の手続方法】

- 申請可能時期に、家主の方は次の書類を区に提出してください。
 - すみだセーフティネット住宅協力謝礼金請求書
 - 賃貸借契約書（又は更新契約書）のコピー
 - 各要件に該当する事実を確認することができる書類
例：安否確認機器設置…領収書等（機器名、支払額、支払日、支払先、支払者が確認できるもの）
空室期間については、区が確認します。
- ※ ①の様式は事前に区からお送りします。
- 1の書類を区が審査し、要件を満たしていれば、家主指定の口座（家賃低廉化補助と同じ口座）へ振り込みます。

【お問い合わせ先】

墨田区 都市計画部 住宅課 居住支援担当
〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20
電話：03-5608-6214（直通）
メールアドレス：juutaku@city.sumida.lg.jp